

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 7 の第 2 号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 物品管理（物品現在高調査）に関する事務

所 管 所 属：市会事務局

通 知 日：令和 7 年 2 月 14 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	市会事務局における物品管理について改善を求めたもの 今回の監査において、市会事務局に対する実地調査を実施したところ、備品（取得価格 5 万円以上）と見受けられる机（以下「本件机」という。）が、物品台帳に登録されていないことが判明した。 【指摘事項】 市会事務局は、物品管理の重要性を踏まえた上で、本件机の取得経過や取得価格について改めて調査し、必要に応じて会計室に相談しながら、備品として管理するか等、所属として対応方針を決定し、方針に基づき適切に管理されたい。	本件机については、市役所本庁舎 1 期工事（昭和 57 年 3 月）の際に納品された物品であり、関係文書の保存年限が経過し、当時の購入金額を特定することが難しいことから、備品ではないものとして扱っていた。 今回の監査を受けて改めて調査を行ったところ、取得価格として類推できる書類が見つかったため、取扱いについて会計室と相談しながら、令和 6 年度中に備品として登録する。 また、調査の過程において、本件机以外にも、上記工事の際に 5 万円以上で取得した物品が多数あることが判明したため、現物との照合調査を実施した上で、備品として特定できる物品については物品台帳に登録する。 今後は、物品について、その重要性を認識した上で適切に管理していく。	措置中	(令和 7 年 3 月 31 日)